中央大学専門職大学院学則

（規程第千八百号）

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　運営の機関及び教職員（第九条―第十八条）
第三章　学年、学期及び休業日（第十九条―第二十一条）
第四章　入学（第二十二条―第二十八条）
第五章　削除
第六章　法務研究科の教育課程
　第一節　修業年限及び在学できる年数（第五十二条・第五十三条）
　第二節　履修方法等（第五十四条―第六十条）
　第三節　試験及び成績（第六十一条―第六十三条）
　第四節　修了及び学位（第六十四条・第六十五条）
　第五節　留学、休学、退学、除籍、再入学等（第六十六条―第七十四条の二）
　第六節　法学既修者（第七十五条―第七十七条）
第七章　戦略経営研究科の教育課程
　第一節　修業年限及び在学できる年数（第七十八条・第七十九条）
　第二節　戦略経営専攻
　　第一款　履修方法等（第八十条―第八十八条）
　　第二款　試験及び成績（第八十九条―第九十一条）
　　第三款　修了及び学位　（第九十二条―第九十四条）
　第三節　ビジネス科学専攻
　　第一款　履修方法等（第九十四条の二）
　　第二款　学位（第九十四条の三）
　第四節　留学、休学、退学、除籍、再入学等（第九十五条―第百三条の三）
第八章　奨学制度（第百四条）
第九章　学費等（第百五条―第百八条）
第十章　他の大学院との交流（第百九条・第百十条）
第十一章　委託生、科目等履修生及び聴講生（第百十一条―第百十三条）
第十二章　外国人留学生等（第百十四条）
第十三章　学生の責務及び賞罰（第百十五条―第百十八条）
第十四章　施設及び設備（第百十九条・第百二十条）
第十五章　改正（第百二十一条）
第十六章　雑則（第百二十二条）
附則

第一章　総則

（この学則の目的）

第一条　この学則は、中央大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第四条の四第二項に基づき、専門職学位課程を置く研究科（以下「専門職大学院」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（研究科及び専攻）

第二条　削除

第三条　専門職大学院の各研究科の専攻及び課程並びに学生定員は、別表第一に定める。

（研究科の教育研究上の目的等）

第四条　専門職大学院の研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　法務研究科　専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

二　戦略経営研究科　組織の戦略経営に関連する分野（以下「戦略経営分野」という。）における深い学識及び卓越した能力を培うとともに、専攻分野における教育・研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材の養成を目的とする。

イ　戦略経営専攻　学術的な研究に基づいた理論と実践の教育・研究を行い、高度専門職業人としての深い学識と卓越した能力を兼ね備えたプロフェッショナルの養成を行うことを目的とする。

ロ　ビジネス科学専攻　現代企業が遭遇する課題を解く鍵となる理論及び高度な分析手法について教育・研究を行い、不確実な経営環境においても自ら課題を発見し、その実践的な課題を解決する創造的能力を培うことを目的とする。

第五条　削除

（自己評価等）

第六条　専門職大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2　自己点検及び評価の実施並びにその結果の公表に関する事項は、研究科教授会が別に定める。

（アドバイザリーボード）

第七条　専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、各研究科に教育課程連携協議会を置き、その名称をアドバイザリーボードとする。

2　アドバイザリーボードは、次に掲げる事項について審議し、学長又は当該研究科の研究科長に意見を述べるものとする。

一　産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

二　産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及び実施状況の評価に関する事項

3　アドバイザリーボードの構成その他運営に関する事項は、各研究科教授会が別に定める。

（第三者評価）

第八条　専門職大学院は、前二条に定めるもののほか、その設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、別に定めるところにより、一定の期間ごとに、第三者評価機関による評価を受けるものとする。

第二章　運営の機関及び教職員

（研究科長）

第九条　各研究科に研究科長を置く。

2　研究科長は、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する。

3　研究科長は、当該研究科教授会において互選する。

4　研究科長の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

5　研究科長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（研究科長補佐）

第十条　研究科長の業務を補佐するために、研究科長補佐を置く。

2　研究科長補佐に関する細目は、別に定める。

（研究科長会議）

第十一条　各研究科に共通する事項を連絡協議するため、研究科長会議を開催することができる。

（研究科教授会）

第十二条　各研究科に、研究科教授会を置く。

（研究科教授会の組織）

第十三条　研究科教授会は、当該研究科の専任の教授、准教授及び助教をもって組織する。この場合において、教授会を組織する助教の範囲は、当該研究科が定めるところによる。

2　前項に定める専任の教員を教授会員という。

（研究科教授会の招集）

第十四条　研究科教授会は、研究科長が招集し、その議長となる。
2　研究科長に事故があるときは、教授会員の互選によって、その代行者を定める。
3　学長は、研究科教授会に出席して、意見を述べることができる。
（研究科教授会の審議）
第十五条　研究科教授会は、当該研究科に関する次の事項について審議し、その意見を学長に述べるものとする。
一　学生の入学及び課程の修了に関すること
二　学位授与の要件に関すること
イ　法務研究科においては、進級の判定及び修了の判定
ロ　戦略経営研究科ビジネス科学専攻においては、博士学位論文の審査
三　学位の授与に関すること
四　その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項
2　研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について、審議し、又は、学長等の求めに応じて、学長等に意見を述べることができる。
3　研究科教授会は、教授会員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
4　第一項に定める事項を議決するには、出席教授会員の過半数の同意がなければならない。
5　前項の規定に関わらず、学位授与の要件及び学位の授与に関する事項並びに教員の人事に関する事項を議決するには、出席教授会員の三分の二以上の同意がなければならない。ただし、教員の人事に関する事項のうち、兼任教員の人事については、前項本文の規定を適用することができる。
6　研究科教授会の議事は、議事録に記録し、研究科長がこれを保管する。
（運営委員会）
第十六条　研究科教授会の円滑な審議に資するために、各研究科教授会に運営委員会を置く。
2　運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

一　研究科長
二　研究科長補佐
三　研究科教授会で互選する者　各研究科教授会で定める人数
3　運営委員会の運営その他必要な事項に関しては、各研究科教授会において別に定める。
（教員）
第十七条　専門職大学院に専任の教授、准教授及び助教を置く。
2　前項に定める教員について、任期の定めのある教員を置くことができる。
3　専門職大学院に兼任の教員を置くことができる。
4　前三項に定める教員の任用等に関しては、別に定める。
（事務職員）
第十八条　専門職大学院に、事務長のほか、必要な事務職員を置く。

第三章　学年、学期及び休業日

（学年及び学期）
第十九条　学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
2　学年は二期に分け、次の各号のとおりとする。
一　前期　四月一日から九月二十日まで
二　後期　九月二十一日から翌年三月三十一日まで
（休業日）
第二十条　授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。
一　日曜日

二　国民の祝日に関する法律に定める休日
三　本大学の創立記念日　七月八日
四　夏季休業　七月二十一日から九月二十日まで
五　冬季休業　十二月二十五日から翌年一月七日まで
六　春季休業　翌年二月十五日から三月三十一日まで
2　前項第一号の規定にかかわらず、戦略経営研究科においては、日曜日に授業を行うものとする。
3　休業日の変更又は臨時の休業日については、そのつど公示する。
（休業期間中の授業）
第二十一条　特別の必要があるときは、休業期間中でも、授業を行うことができる。

第四章　入学

（入学の時期）
第二十二条　入学の時期は、前期又は後期の学期の始めとする。ただし、研究科教授会の定めるところにより前期の学期の始めに限ることができる。
（入学の資格）
第二十三条　法務研究科、戦略経営研究科戦略経営専攻に入学する資格のある者は、入学の時期に次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　大学を卒業した者
二　学校教育法第百四条第四項の規定により学士の学位を授与された者
三　外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者
四　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者
五　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六　専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
七　文部科学大臣の指定した者
八　大学に三年以上在学し、又は外国において学校教育における十五年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと専門職大学院が認めた者
九　専門職大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳に達したもの
2　戦略経営研究科ビジネス科学専攻に入学する資格のある者は、大学院学則第二十条第二項を適用する。この場合において、「本大学院」とあるのは、「専門職大学院」と読み替えるものとする。
（入学者の選抜）
第二十四条　入学を志願する者は、入学の選抜を受けなければならない。
2　入学の選抜は、研究科教授会が定めるところにより、試験又は選考の方法により、学力及び人物の判定に基づいて行う。
（入学の志願）
第二十五条　入学を志願する者は、入学願書その他の出願書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。
（入学の手続）
第二十六条　入学の選抜に合格した者は、入学の手続をすることができる。
2　入学の手続をする者は、保証人連署の誓約書その他必要な入学書類に学費を添えて、手続をしなければならない。
3　入学の手続を終えた者には、入学を許可する。
（保証人）
第二十七条　保証人は、父、母又はその他の成年者で独立の生計を営む者でなければならない。
2　保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。
3　学生は、保証人の変更又はその氏名若しくは居住地に変更があったときは、速やかに変更届を提出しなければならない。
（学生証）

第二十八条　入学を許可した者には、学生証を交付する。

第五章　削除

第二十九条から第五十一条まで　削除

第六章　法務研究科の教育課程

第一節　修業年限及び在学できる年数

（修業年限）

第五十二条　法務研究科（以下この章において「法科大学院」という。）の課程の標準修業年限は、三年とする。

（在学できる年数）

第五十三条　法科大学院に在学できる年数は、通算して五年を限度とする。

2　留学の期間は、在学できる年数に算入する。ただし、留学の期間が二年を超える場合は、研究科教授会の議を経て前項の在学できる年数を一年を限度に延長することができる。

第二節　履修方法等

（授業科目）

第五十四条　法科大学院の授業は、講義、演習及び実習によって行うものとする。

2　前項の場合において、法律分野等に関する実践的な教育を行うことを目的とし、事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法を用いるものとする。

3　第一項に規定する授業は、研究科教授会が特に必要と認める場合には、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができるものとする。

（教育方法の特例）

第五十五条　研究科教授会は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は指導を行う等の適当な

方法により教育を行うことができる。

（必要単位数、授業科目及び履修方法）

第五十六条　法科大学院の課程の修了に必要な単位数並びに授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表第二に掲げるとおりとする。

2　前項の授業科目のうち、多様なメディアを高度に利用して行う授業科目及び履修方法等は、研究科教授会が別に定める。

（履修の手続）

第五十七条　学生は、所定の期日までに、学費を納入し、その学期に履修しようとする授業科目について、指定された期限までに履修届を提出しなければならない。

（単位の授与・進級の判定）

第五十八条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、研究科教授会の議を経て、所定の単位を与えるものとする。この場合において、進級の判定に係る単位授与の要件は研究科教授会が別に定める。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第五十九条　研究科教授会は、教育上有益と認めるときは、学生が研究科教授会の定めるところにより法科大学院以外の本大学院研究科又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、三十単位を超えない範囲で法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、法科大学院の課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

2　前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位の認定）

第六十条　研究科教授会は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院に入学する前に大学院（本大学大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。））において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、法科大学院に入学した後の法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、法科大学院において修得した単位以外のものについては、三十単位を超えないものとし、かつ、前条第一項及び第二項の規定により法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位

を超えないものとする。ただし、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第二項第一号に規定する連携法曹基礎課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して法科大学院に入学した学生又はこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院が認める学生については、四十六単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

第三節　試験及び成績

（試験の方法・時期）

第六十一条　試験は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文の提出その他の方法によることができる。

2　試験は、学期末において行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

（受験の条件）

第六十二条　試験は、履修した授業科目でなければ、受けることができない。

2　学費を納入しない者は、試験を受けることができない。

3　休学又は停学の期間中は、試験を受けることができない。

（成績の表示）

第六十三条　授業科目の成績は、S、A、B、C及びEで示し、S、A、B及びCを合格とし、Eを不合格とする。

第四節　修了及び学位

（修了の要件）

第六十四条　法科大学院の課程の修了の要件は、この課程に三年以上在学し、研究科教授会が別に定める基準に則り評価された成績をもって、所定の単位以上を修得することとする。

2　前項の規定にかかわらず、研究科教授会は、第六十条第一項の規定により法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（学位）

第六十五条　法科大学院の課程を修了した者に授与する学位は、次のとおりとする。

法務博士（専門職）

2　前項により学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

第五節　留学、休学、退学、除籍、再入学等

（留学）

第六十六条　本大学の定めに従って、外国の大学院又はそれに準ずる高等教育・研究機関で、研究又は学修を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2　留学した場合の在学できる年数及び修得した単位の認定に関するもののほか、留学の手続その他実施の細目は、別に定める。

（休学）

第六十七条　病気その他やむを得ない事由によって一カ月以上修学することができない者は、その理由を付して、保証人と連署の休学願を提出し、休学の許可を受けて、休学することができる。

2　休学した者は、休学の事由が消滅したときは、保証人と連署の復学願を提出し、許可を受けて、学期の始めに復学することができる。

3　休学の期間は、第五十三条に定める在学できる年数に算入する。

（休学できる期間）

第六十八条　休学の期間は、休学の許可を受けた日から、休学の許可を受けた日が属する学期の末日までとする。

（再休学）

第六十九条　前条の期間中に休学の事由が消滅しない者は、その理由を付して、保証人と連署の再休学願を翌学期の四月十五日又は十月五日までに提出し、許可を受けて引き続き学期毎に休学することができる。

（休学の期間）

第七十条　休学の期間は、通算して二年を超えることはできない。

（転学）

第七十一条　専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする他の大学院の学生が所属の大学の学長又は研究科の長の承認書を添えて法科大学

院に転学を志願したときは、学期の始めに限り、試験又は選考のうえ、入学を許可することがある。
2　法科大学院学生で他の大学院に転学を志願しようとする者は、その理由を付した転学願を提出し、転学の許可を受けなければならない。
（退学）
第七十二条　病気その他の事由によって退学しようとする者は、保証人と連署の退学届に学生証を添えて、退学の手続をしなければならない。
（除籍）
第七十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。
一　新入生で、指定された期限までに履修届を提出しない者、その他法科大学院において修学する意志がないと認められる者
二　成績不良で成業の見込みがない者
三　督促を受けた滞納学費を、指定された期限までに完納しない者
四　在学できる年数を超える者
（再入学）
第七十四条　第七十二条の規定により退学した者、第百十八条の規定により退学の処分を受けた者及び前条第一項の規定により除籍された者が、再入学を希望するときは、その理由を付して、保証人と連署の再入学願を提出し、退学又は除籍された日の翌日から二年以内で、かつ、第十九条第二項に定める学期の始めに限り再入学の許可を受けることができる。
2　再入学した者が、退学又は除籍された場合は、再度入学することは許可しない。
3　第一項の規定により再入学した者の在学できる年数は、再入学者が既に在学した期間並びに退学又は除籍から再入学までの期間を含め、通算して五年とする。
4　第百十八条の規定により退学の処分を受けた者の再入学については、特に反省があると認められたときでなければ許可しない。
（入学の取消し）
第七十四条の二　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入学時に遡って入学を取り消すことができる。
一　入学の志願、選考又は手続において不正行為があったことが入学後に判明した者
二　入学の資格又は出願の資格・要件を有していなかったことが入学後に判明した者

2　入学の取消しに関する細目は、別に定める。

第六節　法学既修者

（法学既修者）
第七十五条　研究科教授会は、別に定める方法により、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者を法学既修者として認定する。
（在学期間の短縮等）
第七十六条　研究科教授会は、法学既修者については、第六十四条に規定する在学期間については一年間在学し、同条に規定する単位については二十九単位を修得したものとみなす。
2　前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第五十九条第一項及び第二項並びに第六十条第一項及び第二項の規定により法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位を超えないものとする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した学生又はこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院が認める学生については、四十六単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。
（在学できる年数）
第七十七条　法学既修者の在学できる年数は、第五十三条第一項の規定にかかわらず、通算して四年を限度とする。
2　第五十三条第二項の規定は、法学既修者にも適用する。
3　法学既修者が第七十四条第一項の規定により再入学した場合の在学できる年数は、第七十四条第三項の規定にかかわらず、再入学者が既に在学した期間並びに退学又は除籍から再入学までの期間を含め、通算して四年を限度とする。

第七章　戦略経営研究科の教育課程

第一節　修業年限及び在学できる年数

（修業年限）
第七十八条　戦略経営研究科の標準修業年限は、専攻ごとに次の各号に定めるところによる。

一　戦略経営専攻　二年
二　ビジネス科学専攻　三年

2　前項第一号の規定にかかわらず、研究科教授会は、教育上の必要があると認めるときは、別に定めるところにより、その標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

（在学できる年数）

第七十九条　戦略経営研究科に在学できる年数は、通算して次の各号に掲げる年数を限度とする。

一　戦略経営専攻　四年
二　ビジネス科学専攻　六年

2　前項の規定は、留学した者にも適用する。

第二節　戦略経営専攻

第一款　履修方法等

（授業の方法）

第八十条　戦略経営研究科戦略経営専攻の授業は、講義、演習及び実習によって行うものとする。

2　前項の場合において、戦略経営分野に関する実践的な教育を行うことを目的とし、事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他適切な方法を用いるものとする。

3　第一項に規定する授業は、研究科教授会が特に必要と認める場合には、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができるものとする。

（他研究科等における指導）

第八十一条　研究科教授会は、教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科又は大学院若しくは研究所等において、必要な指導を受けることを許可することができる。

2　前項により指導を受けることのできる期間は、一年以内とする。

（教育方法の特例）

第八十二条　研究科教授会は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（必要単位数、授業科目及び履修方法）

第八十三条　戦略経営研究科戦略経営専攻の課程の修了に必要な単位数並びに授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表第二に掲げるとおりとする。

2　前項の授業科目のうち、多様なメディアを高度に利用して行う授業科目及び履修方法等は、研究科教授会が別に定める。

（履修の手続）

第八十四条　学生は、所定の期日までに、学費を納入し、その学年に履修しようとする授業科目について、指定された期限までに履修届を提出しなければならない。

（単位の授与）

第八十五条　授業科目を履修し、その試験又はこれに代わる学識・能力の評価（以下「試験」という。）に合格した者には、所定の単位を与える。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第八十六条　研究科教授会は、教育上有益と認めるときは、学生が研究科教授会の定めるところにより戦略経営研究科以外の中央大学に設置する大学院（以下「本大学大学院」という。）研究科又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修了に必要な最低修得単位数の二分の一を超えない範囲で、研究科教授会の定めるところにより、戦略経営研究科戦略経営専攻における授業科目の履修により修得したものとみなし、戦略経営研究科戦略経営専攻の課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

2　前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位の認定）

第八十七条　研究科教授会は、教育上有益と認めるときは、学生が戦略経営研究科戦略経営専攻（以下本条、次条及び第九十三条において「本専攻」という。）に入学する前に本専攻において履修した授業科目について修得した単位を、本専攻に入学した後の本専攻における授業科目の履修により修得したものとみなし、本専攻の課程の修了に必要な単位数に算入することができる。この場合において、修得したものとみな

すことのできる単位数は、前条第一項及び前条第二項の規定により、本専攻により修得したものとみなす単位数と合算して修了に必要な最低修得単位数の二分の一を超えないものとする。

（大学院等における既修得単位の認定）

第八十八条　研究科教授会は、教育上有益と認めるときは、学生が本専攻に入学する前に大学院（本専攻以外の本大学大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。））その他研究・教育機関において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科教授会の定めるところにより、本専攻における授業科目の履修により修得したものとみなし、本専攻の課程の修了に必要な単位数に算入することができる。この場合において、修得したものとみなすことのできる単位数は、第八十六条第一項及び同条第二項並びに前条の規定により、本専攻により修得したものとみなす単位数と合算して修了に必要な最低修得単位数の二分の一を超えないものとする。

第二款　試験及び成績

（試験の方法・時期）

第八十九条　試験は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文の提出その他の方法によることができる。

2　試験は、学期末において行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

（受験の条件）

第九十条　試験は、履修した授業科目でなければ、受けることができない。

2　学費を納入しない者は、試験を受けることができない。

3　休学又は停学の期間中は、試験を受けることができない。

（成績の表示）

第九十一条　試験の成績は、S、A、B、C及びEで示し、S、A、B及びCを合格とし、Eを不合格とする。

第三款　修了及び学位

（修了の要件）

第九十二条　戦略経営研究科戦略経営専攻の課程の修了の要件は、第七十八条に定める標準修業年限以上在学し、所定の単位以上を修得することとする。

（在学期間の短縮）

第九十三条　研究科教授会は、第八十七条及び第八十八条の規定により本専攻に入学する前に修得した単位を本専攻において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本専攻の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得した期間その他を勘案して本専攻の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で本専攻が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本専攻に一年以上在学するものとする。

（学位）

第九十四条　戦略経営研究科戦略経営専攻の課程を修了した者に授与する学位は、次のとおりとする。

経営修士（専門職）

2　前項により学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

第三節　ビジネス科学専攻

第一款　履修方法等

（履修方法等）

第九十四条の二　戦略経営研究科ビジネス科学専攻の履修方法その他修了要件等に関しては、大学院学則第三十三条、第三十三条の二、第三十四条第四項、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第三十九条まで、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第一項、第五項及び第六項を適用する。この場合において、「本大学院」とあるのは、「戦略経営研究科ビジネス科学専攻」と、「研究科委員会」とあるのは、「研究科教授会」と読み替えるものとする。

2　前項の場合において、戦略経営研究科ビジネス科学専攻の課程の修了に必要な単位数並びに授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表第二に掲げるとおりとする。

第二款　学位

（学位）

第九十四条の三　戦略経営研究科ビジネス科学専攻の課程を修了した者に授与する学位は、次のとおりとする。

博士（経営管理）

博士（学術）

2　前項により学位を授与された者が、学位の名称を用いるときの取扱いについては、第九十四条第二項を準用する。

第四節　留学、休学、退学、除籍、再入学等

（留学）

第九十五条　本大学の定めに従って、外国の大学院又はそれに準ずる高等教育・研究機関で、研究又は学修を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2　留学した場合の在学できる年数及び修得した単位の認定に関するもののほか、留学の手続その他実施の細目は、別に定める。

（休学）

第九十六条　病気その他やむを得ない事由によって二カ月以上修学することができない者は、その理由を付して、保証人と連署の休学願を提出し、休学の許可を受けて、休学することができる。

2　休学した者は、休学の事由が消滅したときは、保証人と連署の復学願を提出し、許可を受けて、学期の始めに復学することができる。

3　休学の期間は、第七十九条に定める在学できる年数に算入する。

（休学できる期間）

第九十七条　休学の期間は、休学の許可を受けた日から、休学の許可を受けた日が属する学期の末日までとする。

（再休学）

第九十八条　前条の期間中に休学の事由が消滅しない者は、その理由を付して、保証人と連署の再休学願を翌学期の四月十五日又は十月五日までに提出し、許可を受けて引き続き学期毎に休学することができる。

（休学の期間）

第九十九条　休学の期間は、通算して二年を超えることはできない。

（転学）

第百条　他の大学院の学生が所属の大学の学長又は研究科の長の承認書を添えて戦略経営研究科に転学を志願したときは、学年の始めに限り、選考のうえ、入学を許可することがある。

2　戦略経営研究科学生で他の大学院に転学を志願しようとする者は、その理由を付した転学願を提出し、転学の許可を受けなければならない。

（退学）

第百一条　病気その他の事由によって退学しようとする者は、保証人と連署の退学届に学生証を添えて、退学の手続をしなければならない。

（除籍）

第百二条　次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

一　新入生で、指定された期限までに履修届を提出しない者、その他戦略経営研究科において修学する意志がないと認められる者

二　成績不良で成業の見込みがない者

三　督促を受けた滞納学費を、指定された期限までに完納しない者

四　在学できる年数を超える者

2　前項第三号の規定による除籍の手続については、別に定める。

（再入学）

第百三条　第百一条の規定により退学した者、第百十八条の規定により退学の処分を受けた者及び前条第一項の規定（第四号の規定を除く。）により除籍された者が、再入学を希望するときは、その理由を付して、保証人と連署の再入学願を提出し、第十九条第二項に定める学期の始めに再入学の許可を受けることができる。

2　再入学した者が、退学又は除籍された場合は、再度入学することは許可しない。

3　第一項の規定により再入学した者の在学できる年数は、再入学者が既に在学した期間並びに退学又は除籍から再入学までの期間を含め、通算して四年とする。

4　第百十八条の規定により退学の処分を受けた者の再入学については、特に反省があると認められたときでなければ許可しない。

（入学の取消し）

第百三条の二　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入学時に遡って入学を取り消すことができる。

一　入学の志願、選考又は手続において不正行為があったことが入学後に判明した者

二　入学の資格又は出願の資格・要件を有していなかったことが入学後に判明した者

2　入学の取消しに関する細目は、別に定める。

（戦略経営研究科ビジネス科学専攻の留学等）

第百三条の三　戦略経営研究科ビジネス科学専攻における留学、休学、転学、退学、懲戒、除籍、再入学及び入学の取消しについては、大学院学則第二十五条の二から第三十二条の二までを適用する。この場合において、「本大学院」とあるのは、「戦略経営研究科ビジネス科学専攻」と読み替えるものとする。

2　前項の留学の場合において、許可を得て留学した者が、外国の大学院で履修した授業科目について修得した単位は、四単位を超えない範囲で、本専攻において修得したものとみなす。

第八章　奨学制度

（奨学）

第百四条　能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力又は研究能力が優れている者には、奨学の方法を講じることができる。

2　奨学の方法は、奨学金の貸与及び給付とする。

3　奨学の方法については、別に定める。

第九章　学費等

（入学検定料）

第百五条　入学を志願する者は、別表第三に掲げる入学検定料を納めなければならない。

2　再入学を志願する者については、前項に定める入学検定料を免除する。

（学費）

第百六条　学費は、次のとおりとし、納入額は、別表第四に掲げるとおりとする。

一　入学金

二　在学料

三　施設設備費

2　学費の減免措置については、別に定める。

（特殊学費）

第百六条の二　再入学その他特殊な場合の学費については、別表第四の二に掲げるとおりとする。

2　前項の規定は、戦略経営研究科ビジネス科学専攻については適用しない。

（納期）

第百七条　入学金は、入学手続時に全納しなければならない。

2　在学料及び施設設備費は、別表第四に従い二期に分納するものとし、納入期限は次の各号のとおりとする。

一　前期　四月二十五日まで

二　後期　十月二十五日まで

（論文審査手数料）

第百七条の二　戦略経営研究科ビジネス科学専攻の博士学位論文の審査手数料については、大学院学則第五十三条を適用する。

（学費の返還制限）

第百八条　納入した学費等は、返還しない。

第十章　他の大学院との交流

（他の大学院との交流）

第百九条　専門職大学院は、教育研究上有益であると認めるときは、他の大学院（第四項の規定を除き、以下「交流・協力校」という。）との間に学生を交流させ、単位の互換を行うことができる。

2　交流・協力校の認定その他交流に関する重要事項については、研究科教授会の議を経なければならない。

3　前項に定める事項の議決については、第十五条第四項本文の規定を準用する。

4　他の大学院との交流に関し必要な細則は、別に定める。

（特別聴講学生）

第百十条　専門職大学院は、交流・協力校から委託があったときは、交流・協力校の学生について選考のうえ、正規の学生の教育研究を妨げない範囲で、その学生を特別聴講学生として、専門職大学院の特定の講義科目について聴講を認めることができる。

2　特別聴講学生に関し必要な細則は、別に定める。

第十一章　委託生、科目等履修生及び聴講生

（委託生）

第百十一条　専門職大学院は、官公庁、外国政府等から委託があったときは、その者を委託生として、第二十三条の規定にかかわらず、入学を許可することができる。

2　委託生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

3　前項の試験を受けて合格した者には、証明書を交付する。

4　委託生に関し必要な細則は、別に定める。

（科目等履修生）

第百十二条　専門職大学院は、本大学大学院の学生以外の者が、専門職大学院の正規の単位を修得することを目的として別表第五に定める審査料を添えて、特定の授業科目の履修を願い出た場合には、研究科教授会で審査のうえ、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。

2　科目等履修生として許可された者は、別表第六に定める科目等履修費（登録手続料、科目履修料）を納めなければならない。

3　科目等履修生に関する細目は、別に定める。

（聴講生）

第百十三条　専門職大学院の特定の講義科目について聴講を願い出た者については、教育研究に支障のない場合に限り、審査のうえ、これを許可することがある。

2　聴講生として許可された者は、別表第七に定める聴講費（審査料、聴講料）を納めなければならない。

3　聴講生に関する細目は、別に定める。

第十二章　外国人留学生等

（外国人留学生等）

第百十四条　外国人留学生等の受入れについては、この学則に定めるもののほか、別に定める。

第十三章　学生の責務及び賞罰

（学生の守るべき事項）

第百十五条　学生は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一　登校するときは、必ず学生証（科目等履修生証及び聴講生証を含む。）を携帯し、教職員から学生証の提示を求められた場合には、これを提示すること。

二　教育研究に支障を及ぼし、又は他の者の個人の尊厳若しくは人格を侵害するような言動をしないこと。

三　その他学生としての本分に反しないこと。

（変更届）

第百十六条　学生は、その氏名又は居住地に変更があったときは、速やかに変更届を提出しなければならない。

（表彰）

第百十七条　学生として表彰に価する行為があったときは、表彰することができる。

（懲戒）

第百十八条　学則に違反し、その他不都合な行為のあった学生に対しては、行為の軽重と教育上の必要を考慮して、訓告、停学又は退学の処分をすることができる。ただし、退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対してでなければ行うことができない。

一　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二　正当の理由がなくて出席の常でない者
三　大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
2　前項に定める訓告、停学又は退学の処分は、学長が別に定めるところにより行うものとする。

第十四章　施設及び設備

（講義室等）
第百十九条　専門職大学院には、その教育研究に必要な講義室、演習室及び研究室等を備えるものとする。
2　専門職大学院の教育研究のために本大学の学部、研究科、附属の研究所・センター等の施設は、その教育研究上支障を生じない場合には、必要に応じ、共用することができる。

（図書及び学術雑誌）
第百二十条　本大学附属の図書館に、専門職大学院の教育研究に必要な図書及び学術雑誌を備えるものとする。

第十五章　改正

（改正）
第百二十一条　この学則の改正は、研究科教授会の議を経なければならない。

第十六章　雑則

（施行の細目）
第百二十二条　この学則に特別の定めがあるものを除くほか、この学則の実施の手続その他この執行について必要な細目は、別に定める。

附　則

（施行期日）
1　この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）
2　この学則施行後、最初に就任する研究科長の任期は、第七条第四項の規定にかかわらず、平成十五年十月三十一日までとする。

附　則（規程第千八百三十八号）

この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

附　則（規程第千九百三十七号）

（施行期日）
1　この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）
2　この学則は平成十五年度以降の入学生から適用し、平成十四年度の入学生については、この学則施行の日から二年間は、なお従前の例による。
3　前項の規定にかかわらず、研究科教授会が別に定めるところにより、平成十四年度の入学生について、改正後の学則を適用することができる。

附　則（規程第千九百四十三号）

（施行期日）
1　この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）
2　この学則による改正後の別表第一は、平成十五年度以降の入学生から適用し、平成十四年度の入学生については、この学則施行の日から二年間は、なお従前の例による。
3　前項の規定にかかわらず、平成十四年九月入学生の授業科目の年次配当については、この学則による改正後の当該授業科目の年次配当によるものとする。
4　前二項の規定にかかわらず、中央大学専門大学院学則の一部を改正する学則（規程第千九百三十七号）附則第三項に基づき、研究科教授会が別に定めるところにより、改正後の専門職大学院学則を適用することとなった平成十四年度の入学生については、この学則による改正後の別表第一を適用する。

附　則（規程第千九百四十六号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の学則は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成十五年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　第八条の規定にかかわらず、専門職大学院の課程に係る分野について第三者評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合の第三者評価については、この限りでない。

4　この学則施行後、最初に就任する法務研究科長の任期は、第九条第四項の規定にかかわらず、就任した日から平成十七年十月三十一日までとする。

附　則（規程第二千十一号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第三十一条から第三十一条の四まで及び第四十条から第四十一条の六までの規定並びに別表第三は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成十五年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十五年度以前の入学生にも適用する。

「民法概論」、「企業法概論」、「特別講義Ⅰ」、「特別講義Ⅱ」、「特別講義Ⅲ」、「特別講義Ⅳ」、「特別講義Ⅴ」、「特別講義Ⅵ」

4　第二項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十五年度以前の入学生にも適用する。ただし、当該授業科目に相当する改正前の授業科目の単位を修得している者については、この限りでない。

「ファイナンスのための計量分析入門（統計）」、「循環型社会論」、「会計情報開示論」、「グローバル・マーケティング論」、「企業統治とコンプライアンス」、「国際課税とコーポレートファイナンス」、「財務リスク管理のためのポートフォリオとオプション基礎理論」

附　則（規程第二千八十八号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二は、平成十七年度以降の入学生から適用し、平成十六年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十六年度以前の入学生にも適用する。

「経済学」、「マネジメント・セオリー」、「管理会計論」、「財務会計論の理論と実践」、「監査論の理論と実践」、「管理会計論の理論と実践」、「計算演習特論（簿記・原価計算）」、「特別講義Ⅶ」、「特別講義Ⅷ」、「特別講義Ⅸ」、「特別講義Ⅹ」、「特別講義Ⅺ」、「特別講義Ⅻ」

4　第二項の規定にかかわらず、「特別講義Ⅰ」については、平成十六年度以前の入学生にも適用する。ただし、この学則施行の際、改正前の別表第二に基づいて「特別講義Ⅰ」の単位を修得している者については、この限りでない。

5　この学則による改正後の別表第三は、平成十七年度入学者の選抜から適用する。

附　則（規程第二千百二十号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第三十一条から第三十一条の三まで、第三十六条及び第四十一条から第四十二条までの規定並びに別表第二は、平成十八年度以降の入学生から適用し、平成十七年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十七年度以前の入学生にも適用する。

「リーダーシップと人材マネジメント」

4　第二項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十七年度以前の入学生にも適用する。ただし、この学則施行の際、改正前の別表第二に基づいて改正後の授業科目に相当する改正前の授業科目の単位を修得している者の当該授業科目については、この限りでない。

「ビジネスアカウンティングⅡ」、「経済学入門」、「会計学入門」、「国際財務報告基準詳論」、「組織分析とコミュニケーション戦略」、

「比較経営論」、「特別講義Ⅹ Ⅲ」及び「特別講義Ⅹ Ⅳ」

附　則（規程第二千百三十五号）

この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則（規程第二千百七十号）

この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則（規程第二千百八十七号）

（施行期日）

1　この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第五十九条、第六十条及び第七十六条の規定は、平成十九年四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。以下同じ。）及び平成二十年四月一日以降の入学生から適用し、平成十九年四月一日入学の法学既修者及び平成十八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3　この学則による改正後の別表第二の第一の国際会計研究科の表は、平成十九年度以降の入学生から適用し、平成十八年度以前の入学生については、なお従前の例による。

4　前項の規定にかかわらず、「特別講義Ⅹ Ⅴ」、「特別講義Ⅹ Ⅵ」及び「監査における職業倫理と品質管理」については、平成十八年度以前の入学生にも適用する。

5　この学則による改正後の別表第二の第二の法務研究科の表は、平成十八年四月一日入学の法学未修者及び平成十九年四月一日以降の入学生から適用し、平成十八年四月一日入学の法学既修者及び平成十七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

6　前項の規定にかかわらず、平成十八年四月一日入学の法学未修者及び平成十九年四月一日入学の法学既修者については、法律基本科目群中「人権の司法的救済」（三単位）は「統治の基本構造」（二単位）と、「行政活動の法的統制」は「基本的人権の基礎」と、「一一単位必修」は「一〇単位必修」と、「商法Ⅰ」（二単位）及び「商法Ⅱ」（二単位）は、「商法」（四単位）と、「五六単位必修」は「五五単位必修」とし、実務基礎科目群中「法情報調査」は一単位必修と、「六単位必修」は「七単位必修」と、「四単位必修」は「三単位必修」とし、基礎法学

・外国法科目群中「Foreign Law Seminar」、「Study Abroad Program Ⅰ」及び「Study Abroad Program Ⅱ」は二・三年次配当とし、展開・先端科目群中「テーマ演習Ⅰ」及び「テーマ演習Ⅱ」は二・三年次配当と、「二四単位必修」は「二八単位必修」とし、履修方法の欄中「九六単位必修」は「九九単位必修」とし、備考一中「一年次三十六単位」は「一年次三十四単位」と、「三年次四十二単位」は「三年次四十単位」とする。

附　則（規程第二千百九十九号）

この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則（規程第二千二百八号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則施行後、最初に就任する戦略経営研究科長の任期は、第九条第四項の規定にかかわらず、平成二十一年十月三十一日までとする。

附　則（規程第二千二百十四号）

この学則は、平成十九年七月九日から施行する。

附　則（規程第二千二百三十四号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第十五条、第三十一条、第三十一条の二、第三十六条、第四十一条、第四十一条の二、第五十八条、第六十三条の規定及び別表第二の第一の国際会計研究科国際会計・ファイナンスコース及び会計専門職コースの表は、平成二十年度以降の入学生から適用し、平成十九年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、「特別講義Ⅹ Ⅶ」、「特別講義Ⅹ Ⅷ」については、平成十九年度以前の入学生にも適用する。

附　則（規程第二千二百四十二号）

この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則（規程第二千二百九十八号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二の第一の国際会計研究科国際会計・ファイナンスコースの表は、平成二十一年度以降の入学生から適用し、平成二十年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、「特別講義XIX」、「特別講義XX」については、平成二十年度以前の入学生にも適用する。

附　則（規程第二千三百六号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第四十二条、別表第一及び別表第二は、平成二十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十一年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千三百二十九号）

この学則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則（規程第二千三百三十七号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二の第一の国際会計研究科の表は、平成二十二年度以降の入学生から適用し、平成二十一年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　この学則による改正後の別表第二の第三の戦略経営研究科の一　戦略経営専攻（専門職学位課程）の表は、平成二十二年度以降の入学生から

適用し、平成二十一年度以前の入学生については、なお従前の例による。

4　前項の規定にかかわらず、「証券ファイナンス入門」、「マーケティング特別研究」、「管理会計論」については、平成二十一年度以前の入学生にも適用する。

附　則（規程第二千三百五十号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一は、平成二十三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千四百三号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第七十六条第一項の規定は、平成二十四年四月一日入学の法学既修者から適用し、平成二十三年四月一日以前入学の法学既修者については、なお従前の例による。

3　この学則による改正後の別表第二の第一の国際会計研究科の表は、平成二十三年度以降の入学生から適用し、平成二十二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

4　前項の規定にかかわらず、「特別講義XXI」、「特別講義XXII」、「English Writing and Presentation」については、平成二十二年度以前の入学生に適用する。

5　この学則による改正後の別表第二の法務研究科の表は、平成二十三年四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。）及び平成二十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十三年四月一日入学の法学既修者及び平成二十二年四月一日以前の入学生については、

なお従前の例による。

6　この学則による改正後の別表第二の第三の戦略経営研究科の一　戦略経営専攻（専門職学位課程）の表は、平成二十三年度以降の入学生から適用し、平成二十二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

7　前項の規定にかかわらず、「コーチング」については、平成二十二年度以前の入学生にも適用する。

附　則（規程第二千四百三十九号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二の第一の国際会計研究科の表は、平成二十四年度以降の入学生から適用し、平成二十三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、「English for Business」については、平成二十三年度以前の入学生にも適用する。

4　この学則による改正後の別表第二の第三の戦略経営研究科の一　戦略経営専攻（専門職学位課程）の表は、平成二十四年度以降の入学生から適用し、平成二十三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千五百四号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第五十九条第一項及び第六十条第二項の規定は、平成二十五年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3　この学則による改正後の第七十六条第一項の規定は、平成二十六年四月一日入学の法学既修者から適用し、平成二十五年四月一日以前入学の法学既修者については、なお従前の例による。

4　この学則による改正後の別表第二の第一の国際会計研究科の表は、平成二十五年度以降の入学生から適用し、平成二十四年度以前の入学生に

ついては、なお従前の例による。

5　前項の規定にかかわらず、「コーポレート・ファイナンス入門」、「リアル・オプション分析」、「English for Business Ⅱ(Pre-Intermediate)」、「English for Business Ⅰ(Intermediate)」、「English for Business Ⅱ(Intermediate)」については、平成二十四年度以前の入学生にも適用する。

6　この学則による改正後の別表第二の第二の法務研究科の表は、平成二十五年四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。）及び平成二十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十五年四月一日入学の法学既修者及び平成二十四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千五百四十一号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二の第一の国際会計研究科の表は、平成二十六年度以降の入学生から適用し、平成二十五年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千五百九十五号）

この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附　則（規程第二千五百九十九号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二の第一の国際会計研究科の表は、平成二十七年度以降の入学生から適用し、平成二十六年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　この学則による改正後の別表第二の第二の法務研究科の表は、平成二十七年　四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。）及

び平成二十八年　四月一日以降の入学生から適用し、平成二十七年四月一日入学の法学既修者及　び平成二十六年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

4　この学則による改正後の別表第二の第三の戦略経営研究科の一　戦略経営専攻（専門職学位課程）及び二　ビジネス科学専攻（博士課程後期課程）の表は、平成二十七年度以降の入学生から適用し、平成二十六年度以前の入学生については、なお従前の例による。

5　前項の規定にかかわらず、「Strategic Management of Japanese Firms:Issues and Opportunities」、「財務諸表分析と企業評価」については、平成二十六年度以前の入学生にも適用する。

附　則（規程第二千六百十二号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一は、平成二十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十七年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　この学則による改正後の別表第三は、平成二十八年度入学者の選抜から適用する。

附　則（規程第二千六百四十五号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二の第三の戦略経営研究科の一　戦略経営専攻（専門職学位課程）の表は、平成二十八年度以降の入学生から適用し、平成二十七年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、「Global Leadership」については、平成二十七年度以前の入学生にも適用する。

附　則（規程第二千六百四十二号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一は、平成二十九年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十八年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千六百九十三号）

（施行期日）

1　この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第七十六条第一項の規定は、平成三十年四月一日入学の法学既修者から適用し、平成二十九年四月一日以前入学の法学既修者については、なお従前の例による。

3　この学則による改正後の別表第二の第二の法務研究科の表は、平成二十九年四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。）及び平成三十年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十九年四月一日入学の法学既修者及び平成二十八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

1　この学則による改正後の別表第二の第三の戦略経営研究科の一　戦略経営専攻（専門職学位課程）の表は、平成二十九年度以降の入学生から適用し、平成二十八年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千六百九十四号）

（施行期日）

1　この学則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

1　この学則による改正後の別表第一は、平成三十年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十九年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千七百三十二号）

この学則は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則（規程第二千七百四十号）

（施行期日）

1　この学則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二の法務研究科の表は、平成三十年四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。）及び平成三十一年四月一日以降入学生から適用し、平成三十年四月一日入学の法学既修者及び平成二十九年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、「一群特講Ⅰ」及び「一群特講Ⅱ」については、平成三十年四月一日入学の法学既修者及び平成二十九年四月一日以前の入学生にも適用する。

4　この学則による改正後の別表第二の第三の戦略経営研究科の一　戦略経営専攻（専門職学位課程）の表は、平成三十年度以降の入学生から適用し、平成二十九年度以前の入学生については、なお従前の例による。

5　前項の規定にかかわらず、「実践リーダシップ論」、「中小企業論」、「高齢社会ビジネス」、「ヘルスケア産業論」及び「ヘルスケアマーケティング」については、平成二十九年度以前の入学生にも適用する。

附　則（規程第二千七百五十七号）

この学則は、平成三十年五月二十六日から施行する

附　則（規程第二千七百七十五号）

（施行期日）

1　この学則は、平成三十一年一月二十一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第八十七条、第九十三条及び第百三条の規定は、平成三十年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十九年度以前の入学生については、なお従前の例による。

（戦略経営研究科戦略経営専攻に平成二十九年度以前に入学した者が再入学する場合の選考料及び学費）

3　第百五条第二項の規定にかかわらず、平成二十九年度以前の戦略経営研究科戦略経営専攻の入学生で再入学を志願する者は、別表第三に掲げる選考料を納めなければならない。

4　第百六条の二の規定にかかわらず、この学則施行後、平成二十九年度以前の戦略経営研究科戦略経営専攻の入学生が再入学する場合の学費については、次の各号に掲げるとおりとする。

一　入学金　別表第四に掲げる納入額の半額（ただし、第百二条第一項による除籍者及び第百十八条の規定により退学の処分を受けた者は全額）

二　在学料・施設設備費　別表第四に掲げる納入額の全額

附　則（規程第二千七百八十号）

この学則は、平成三十一年四月一日から施行する

附　則（規程第二千八百号）

（施行期日）

1　この学則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二の第一の法務研究科の表は、平成三十一年四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。）及び平成三十二年四月一日以降入学生から適用し、平成三十一年四月一日入学の法学既修者及び平成三十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3　この学則による改正後の別表第二の第二の戦略経営研究科の一　戦略経営専攻（専門職学位課程）の表は、平成三十一年度以降の入学生から適用し、平成三十年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千八百三十七号）

（施行期日）

1　この学則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第六十四条第一項の規定は、令和二年四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。）及び令和三年四月一日以降入学生から適用し、令和二年四月一日入学の法学既修者及び平成三十一年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3　この学則による改正後の別表第二の第二の戦略経営研究科の一　戦略経営専攻（専門職学位課程）の表は、令和二年度以降の入学生から適用し、平成三十一年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千八百五十四号）

（施行期日）

1　この学則は、令和二年四月一日から施行する。

（適用の特例）

2　改正後の第五十四条第三項、第五十六条第二項、第八十条第三項、第八十三条第二項及び第九十四条の二第一項の規定は、当該研究科教授会が定める範囲において、平成三十一年度以前の入学生に適用することができる。

附　則（規程第二千八百五十八号）

（施行期日）

1　この学則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第四は、令和三年度以降の入学生から適用し、令和二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千八百七十五号）

この学則は、令和二年十二月八日から施行する。

附　則（規程第二千八百九十三号）

（施行期日）

1　この学則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二の第一の法務研究科の表は、令和三年四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。）及び令和四年四月一日以降入学生から適用し、令和三年四月一日入学の法学既修者及び令和二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

2　この学則による改正後の別表第二の第二の戦略経営研究科の一　戦略経営専攻（専門職学位課程）の表は、令和三年度以降の入学生から適用し、令和二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千九百四十七号）

（施行期日）

1　この学則は、令和三年十二月六日から施行する。

（経過措置）

2　改正後のこの規程は、令和四年度に入学（再入学及び編入学を含む。）又は転科を志願する者から適用する。

3　前項の規定にかかわらず、この規程施行の際、既に、令和四年度の入学試験を終えている場合その他やむを得ない事由があるときは、旧学則及び規程に定めるところにより「選考料」とすることができる。

附　則（規程第二千九百七十号）

（施行期日）

1　この学則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第六十三条及び第九十一条は、令和四年度以降の入学生から適用し、令和三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千九百七十四号）

（施行期日）

1　この学則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二の第一の法務研究科の表は、令和四年四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。）及び令和

五年四月一日以降入学生から適用し、令和四年四月一日入学の法学既修者及び令和三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3　この学則による改正後の別表第二の第二の戦略経営研究科の一　戦略経営専攻（専門職学位課程）の表は、令和四年度以降の入学生から適用し、令和三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第二千九百七十五号）

（施行期日）

1　この学則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の第五十九条第一項、第六十条第二項及び第七十六条の規定は、令和四年四月一日以降入学生から適用し、令和三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第三千三十二号）

（施行期日）

1　この学則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二の第一の法務研究科の表は、令和五年四月一日入学の法学未修者（法学既修者でない者をいう。）及び令和六年四月一日以降入学生から適用し、令和五年四月一日入学の法学既修者及び令和四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3　この学則による改正後の別表第二の第二の戦略経営研究科の一　戦略経営専攻（専門職学位課程）の表は、令和五年度以降の入学生から適用し、令和四年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第三千八十号）

（施行期日）

1　この学則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第一は、令和七年四月一日以降の入学生から適用し、令和六年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第三千九十号）

（施行期日）

1　この学則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二は、令和六年度以降の入学生から適用し、令和五年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附　則（規程第三千百十五号）

この学則は、令和六年四月一日から施行する。

附　則（規程第三千百四十七号）

（施行期日）

1　この学則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二は、令和七年度以降の入学生から適用し、令和六年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中戦略経営研究科戦略経営専攻の「デジタル時代のマーケティング戦略」については、令和六年度以前の入学生にも適用する。

附　則（規程第三千二百四十四号）

（施行期日）

1　この学則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この学則による改正後の別表第二は、令和八年度以降の入学生から適用し、令和七年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、改正後の別表第二中戦略経営研究科戦略経営専攻の「エコシステム戦略論」については、令和七年度以前の入学生にも適用する。

附　則（規程第三千二百八十六号）

この学則は、令和八年七月三十一日から施行する。

改　正　令和三・一〇・一五（規程第二千九百三十号）